

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

土地改良法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第90号)により、同令第52条第1項第1号の2が同項第1号の3に繰り下げられたことに伴い、引用規定の整理を行う。

第2 改正の内容

第5条第2項中「第1号の2」を「第1号の3」に改める。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第 28 号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 12 日

岩見沢市長 松野 哲

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和 47 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「第 1 号の 2」を「第 1 号の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。